

○再任用職員要綱

制 定 平 22. 3.26 決 裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項、同条第 2 項及び第 3 項（法第 28 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）並びに職員の再任用に関する条例（平成 22 年淀川左岸水防事務組合条例第 1 号。以下「再任用条例」という。）の規定に基づき、再任用（法第 28 条の 4 第 1 項又は法第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用することをいう。以下同じ。）された職員（以下「再任用職員」という。）の任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対 象 者)

第 2 条 再任用は次に掲げる者を対象とする。

- (1) 定年退職者
- (2) 再任用条例第 2 条各号に掲げる定年退職者に準ずる者（定年に達した者に限る）

(任 用)

第 3 条 再任用職員は本務職員の担う業務を行うものとし、次に掲げる要件を備えている者のうちから、選考により任用する。

- (1) 退職前の勤務成績が良好であること
- (2) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技術を有していること
- (3) 公務内の職務を遂行できると認められること

2 再任用職員は、次に掲げる方法により、総合的に評価したうえで適任者を選考する。

- (1) 書類審査
- (2) 面 談
- (3) 健康診断

(再任用期間と更新)

第 4 条 再任用の任期は、1 年以内とする。

2 再任の任期は、再任用条例第 3 条に基づき更新することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当する者は、原則として更新を行わない。

- (1) 3 月 1 日時点で長期の休暇又は休職中である者
- (2) 職務遂行に耐えられない状態であると管理者が認める者

3 再任用の任期の更新基準日は、4 月 1 日とする。

4 任期の末日（更新の限度）は、再任用条例第 4 条に定める日とする。

(勤務形態)

第 5 条 再任用職員の勤務形態は、フルタイム勤務及び短時間勤務の 2 形態を設ける。

(勤務時間、休日、休暇等)

第 6 条 再任用職員の勤務時間、休日、休暇等の取扱いについては、別に定めるところによる。

(分限及び懲戒)

第 7 条 再任用された場合における、分限及び懲戒の取扱いは、退職前の職員と同様とし、退職前の在職期間中についても処分の対象とする。ただし、休職の期間については、

任期の末日までを限度とする。

(服 務)

第 8 条 再任用職員の服務については、退職前の職員と同様に取り扱う。

(定 数)

第 9 条 再任用職員の定数の取り扱いについては、職員の定数に関する条例（昭和 34 年淀川左岸水防事務組合条例第 6 号）の定めるところによる。

(給 与 等)

第 10 条 再任用職員の給与等については、次に掲げる条例の定めるところによる。

(1) 職員の給与に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号）

(2) 職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成 5 年淀川左岸水防事務組合条例第 1 号）

(3) 職員の退職手当に関する条例（昭和 61 年淀川左岸水防事務組合条例第 8 号）

(災害補償)

第 11 条 再任用職員の災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）を適用する。

(健康診断)

第 12 条 再任用職員の健康診断については、退職前の職員と同様に取り扱う。

(社会保険)

第 13 条 社会保険については、次に掲げるとおり取り扱う。

(1) 雇用保険

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる

(2) 健康保険

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の定めるところによる

(3) 年 金

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律 152 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の定めるところによる

(実施細目)

第 14 条 この要綱の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。